



五管区水路通報第42号

939項-969項

平成25年10月25日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 939項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第 940項	本州南岸	潮岬東方至る四国南方	海洋調査
第 941項	本州南岸	潮岬東方至る室戸岬南方	水路測量
第 942項	本州南岸	日高港	防災訓練
第 943項	大阪湾		防災訓練
第 944項	大阪湾		機雷除去訓練
第 945項	大阪湾		救難訓練
第 946項	阪南港及び阪神港堺泉北区		防災訓練
第 947項	阪神港付近		潜水作業
第 948項	阪神港		船舶通航信号所一時業務休止
第 949項	阪神港	堺泉北区、第5区	露出沈船撤去
第 950項	阪神港	尼崎西宮芦屋区及び神戸区	ヨットレース
第 951項	阪神港	神戸区	梯子改修工事
第 952項	阪神港	神戸区、第1区及び第2区	掘下げ作業
第 953項	阪神港	神戸区、第1区及び第2区	防舷材改修工事
第 954項	阪神港	神戸区、第2区	水路測量
第 955項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第 956項	阪神港	神戸区、第4区	ヨットレース
第 957項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第 958項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第 959項	阪神港	神戸区及び付近	潜水作業
第 960項	明石海峡東方		海上展示訓練中止
第 961項	淡路島	浦港南方	灯浮標撤去作業等
第 962項	淡路島	沼島	護岸補強工事
第 963項	東播磨港南方		魚礁設置作業
第 964項	姫路港	飾磨区、第1区	ポーリング作業等
第 965項	淡路島	福良港	潜水作業
第 966項	徳島小松島港	徳島区、第1区	岸壁築造工事
第 967項	四国南岸	須崎港	防波堤築造工事
第 968項	四国南岸	井ノ岬南西方、下田港	防波堤築造工事
第 969項	四国南岸	宿毛湾、柏島北東方	灯台光達距離変更(予告)
お知らせ	A I Sバーチャル航路標識の実用化実験について		

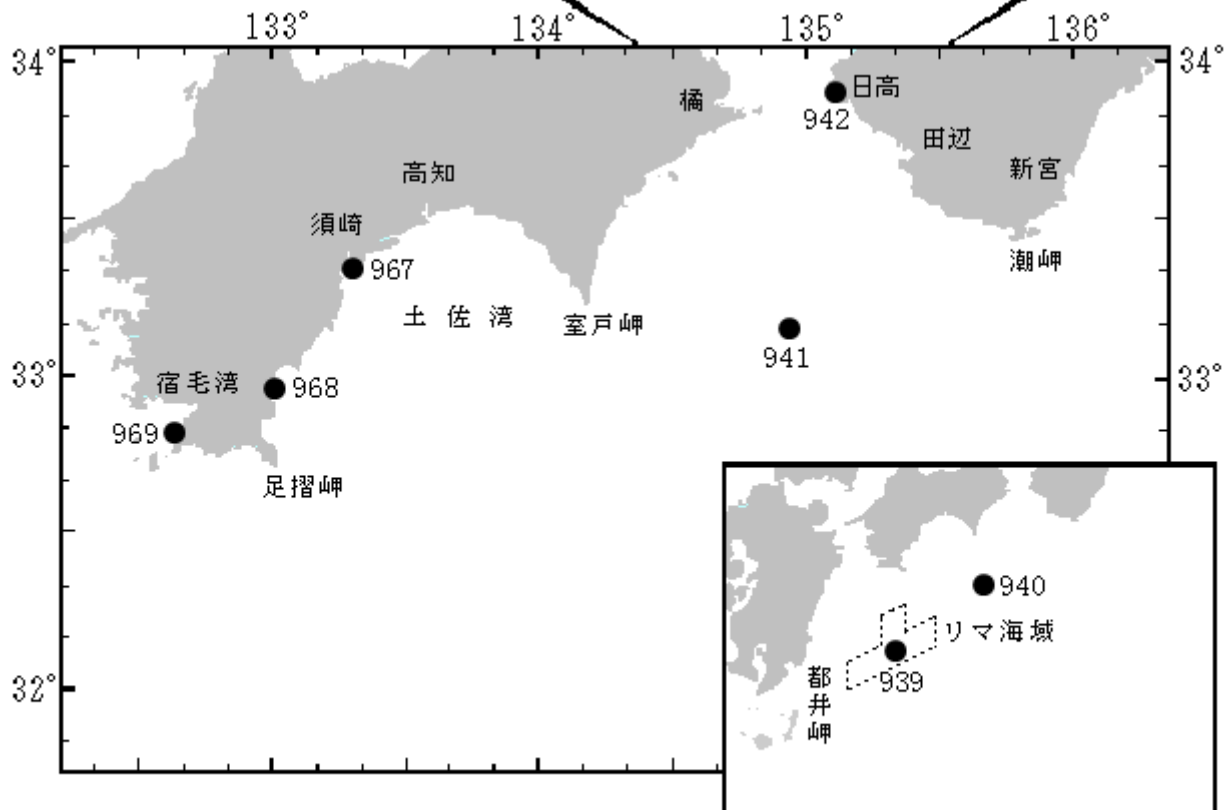
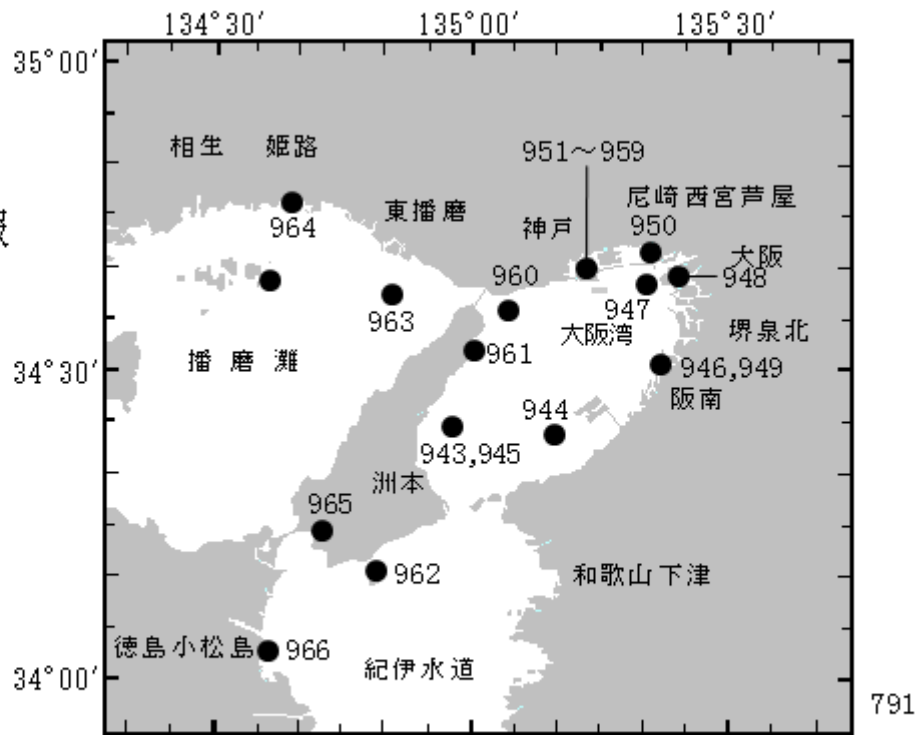
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第41号(平成25年10月18日発行)掲載分)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の 項数
福良港付近	魚礁設置	W112(JP共)	761	25年35号758項

五管区水路通報

第42号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516)
FAX: 078-332-6307 (自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

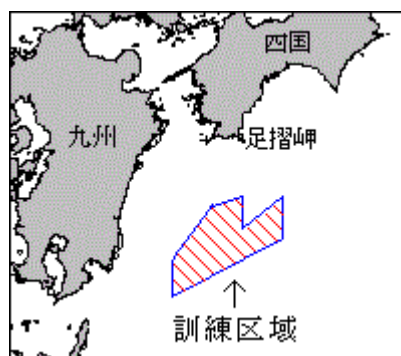
自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水爆撃訓練が実施される。

期間 平成25年11月1日～29日(土曜、日曜及び祝日を除く) 0800～1700

区域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海図 W157
出所 防衛省



★25年940項 本州南岸 ー 潮岬東方至る四国南方

海洋調査

調査船「かいよう」(3,350総トン)による海洋調査が実施される。

期間 平成25年10月27日～11月6日

区域1 下記経緯度線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 32-25N (2) 33-10N
- (3) 132-45E (4) 133-30E

区域2 下記6地点により囲まれる区域(リマ海域を除く)

- (5) 32-30N 135-10E
- (6) 32-05N 135-10E
- (7) 30-55N 133-50E
- (8) 30-55N 133-00E
- (9) 31-25N 133-00E
- (10) 32-30N 133-55E

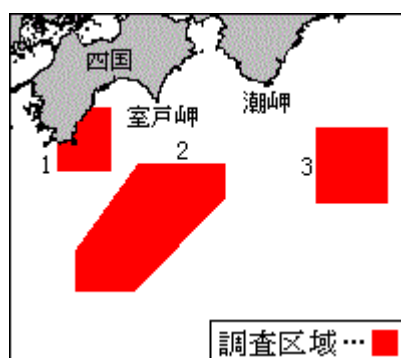
区域3 下記経緯度線により囲まれる区域

- (11) 32-00N (12) 32-55N
- (13) 136-30E (14) 137-30E

備考 荒天等により作業日の変更される場合がある

海図 W157-W1072

出所 海洋研究開発機構



★25年941項 本州南岸 ー 潮岬東方至る室戸岬南方 水路測量

調査船「かいよう」(3,350総トン)による水路測量が実施される。

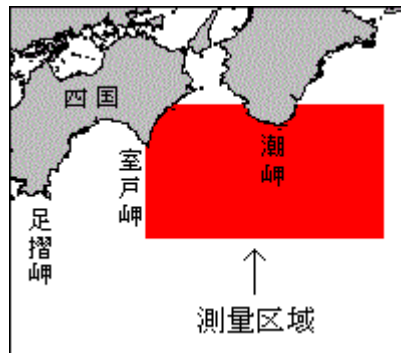
期間 平成25年11月8日～17日

区域 下記経緯度線及び陸岸で囲まれる海域
(1) 32-20N (2) 33-40N
(3) 134-10E (4) 137-00E

備考 採泥作業等も実施される
調査船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W1072

出所 海上保安庁海洋情報部



★25年942項 本州南岸 ー 日高港 防災訓練

関西電力御坊発電所前面において、巡視船・航空機等による防災訓練が実施される。

期間 平成25年10月30日 1400～1530

区域 33-51-48N 135-08-54E 付近
区域内にオイルフェンスが展張される

備考 シーマーカーが使用される
訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚

海図 W77 (分図「日高港」、JP共)

出所 田辺海上保安部



★25年943項 大阪湾 防災訓練

津名港東方において、自衛艦及び航空機による発着艦訓練が実施される。

期間 平成25年10月26日 0900～1400

区域 34-25N 134-57E 付近

海図 W150A (JP共)

出所 神戸海上保安部



★25年944項 大阪湾 機雷除去訓練

関西国際空港南西方において、自衛隊掃海艇による機雷除去訓練が実施される。

期間 平成25年11月5日～7日 日出～日没

区域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-26.0N 135-10.0E

(2) 34-22.0N 135-12.0E

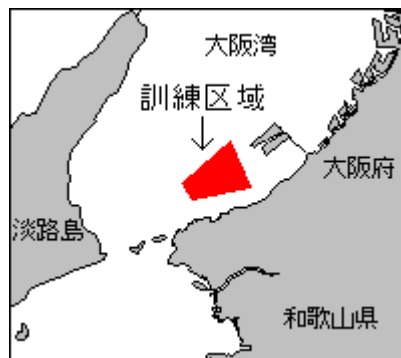
(3) 34-21.0N 135-06.0E

(4) 34-22.5N 135-05.0E

備考 訓練は水中ロボットを使用して行われる
 訓練終了後、潜水士により訓練器材の撤去作業が実施される
 荒天により訓練が中止される場合がある
 掃海艇は「PB」及び「UY」旗を掲揚
 訓練中は警戒船が配備される

海図 W1143-W150A(JP共)

出所 関西空港海上保安航空基地



★25年945項 大阪湾 救難訓練

大阪湾において、巡視船及び航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成25年11月6日、14日、25日 0900～1300

区域 下記5地点により囲まれる区域

(1) 34-33.0N 135-02.0E

(2) 34-33.0N 135-07.5E

(3) 34-22.0N 135-07.5E

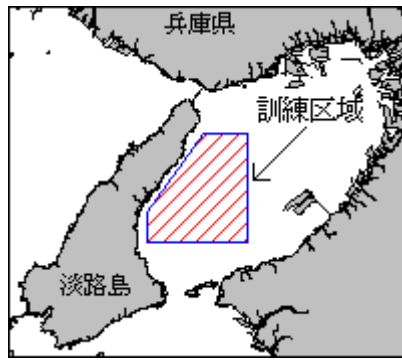
(4) 34-22.0N 134-55.0E

(5) 34-25.0N 134-55.0E

備考 巡視船は「UY」旗を掲揚
 荒天等により訓練が中止される場合がある

海図 W150A(JP共)

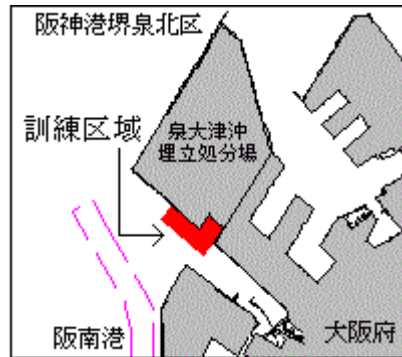
出所 関西空港海上保安航空基地



★25年946項 阪南港及び阪神港堺泉北区 防災訓練

泉大津沖埋立処分場南側前面において、巡視船等による防災訓練が実施される。

期間 平成25年11月10日 1000~1300
 区域 34-30-34N 135-22-32E 付近
 備考 訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚
 訓練中は警戒船が配備される
 海図 W1110(JP共)-W1141(JP共)
 出所 阪神港長



★25年947項 阪神港付近 潜水作業

五管区水路通報25年39号851項削除

淀川河口沖水質定点自動観測灯標(灯台表第1巻3613)(34-39.7N 135-22.0E)において、潜水士による観測機器の点検作業が実施される。

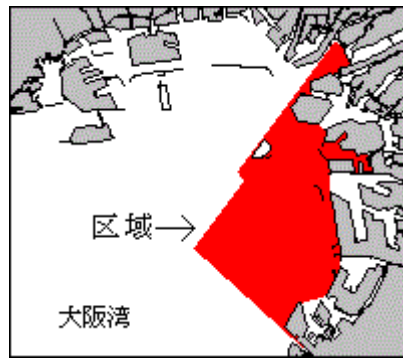
期間 平成25年11月8日(予備日9日~30日) 0800~日没
 備考 作業中は警戒船が配備される
 海図 W123(JP共)-W1107(JP共)-W1103(JP共)
 出所 神戸海上保安部



★25年948項 阪神港 船舶通航信号所一時業務休止

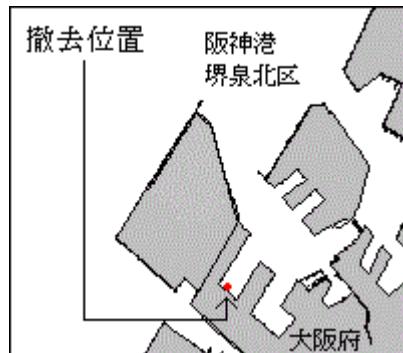
大阪船舶通航信号所(呼出名称：おおさかハーバーレーダー、灯台表第1巻8108)(34-39.2N 135-25.8E)の保守作業実施に伴い、レーダー映像に基づく情報提供業務が一時休止される。

期間 平成25年11月7日(予備日13日) 1100~1300
 区域 阪神港大阪区及び堺泉北区(付図参照)
 海図 W1107(JP共)-W1110(JP共)-W1146(JP共)-W123(JP共)
 -W1103(JP共)
 出所 五本部交通部



★25年949項 阪神港 — 堺泉北区、第5区 露出沈船撤去

五管区水路通報25年17号340項削除
 汐見ふ頭第4号岸壁前面の露出沈船(貨物船、1479トン)は撤去された。
 位置 34-30-41N 135-22-57E
 海図 W1110(JP共)
 出所 堺海上保安署



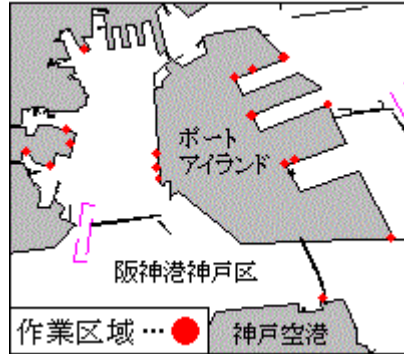
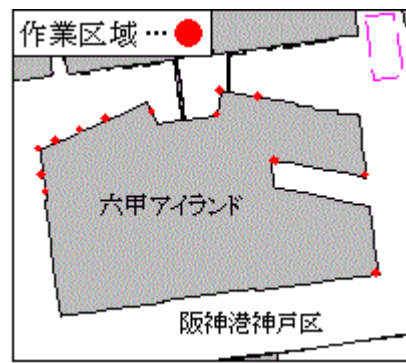
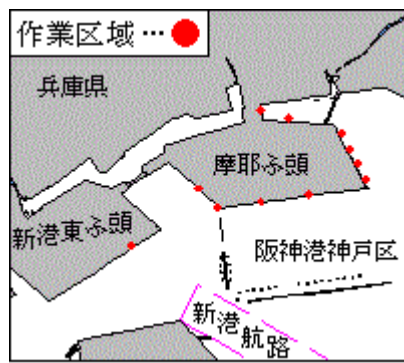
★25年950項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区及び神戸区 ヨットレース

西宮防波堤北方において、ディンギーヨット(144隻)によるヨットレースが実施される。
 期間 平成25年11月1日～4日 0800～日没
 区域 34-41-39N 135-19-02E を中心とする半径1000mの円内海域
 備考 上記区域内にコースを示す黄色三角錐型浮標及び橙色円筒形浮標が計5基設置される
 レース中は警戒船が配備される
 海図 W101A(JP共)～W1107(JP共)
 出所 阪神港長



★25年951項 阪神港 — 神戸区 梯子改修工事

神戸区において、岸壁前面の梯子の交換作業が実施される。
 期間 平成25年10月28日～12月12日(予備日13日～27日) 日出～日没
 区域 付図に示す41地点
 備考 岸壁前面に足場が設置される
 海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
 出所 阪神港長



★25年952項 阪神港 — 神戸区、第1区及び第2区 掘下げ作業

神戸区において、グラブ浚渫船等による掘下げ作業が実施される。

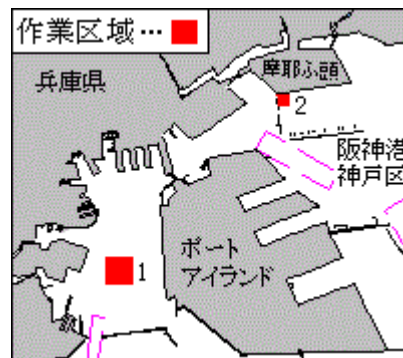
期間 平成25年11月5日～12月20日 日出～日没

- 区域1 下記4地点により囲まれる区域
- (1) 34-39-55.6N 135-11-46.9E
 - (2) 34-39-39.4N 135-11-47.2E
 - (3) 34-39-39.2N 135-11-27.5E
 - (4) 34-39-55.4N 135-11-27.3E

- 区域2 下記4地点により囲まれる区域
- (5) 34-41-30.6N 135-13-35.1E
 - (6) 34-41-23.5N 135-13-36.4E
 - (7) 34-41-22.4N 135-13-27.0E
 - (8) 34-41-29.5N 135-13-25.8E

備考 区域内に汚濁防止柵が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
出所 阪神港長



★25年953項 阪神港 — 神戸区、第1区及び第2区 防舷材改修工事

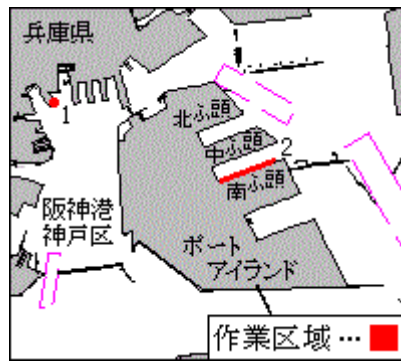
中突堤東側前面及びポートアイランド南埠頭北側前面において、防舷材改修工事が実施される。

期間 平成25年11月5日～12月31日(予備日 平成26年1月1日～31日) 日出～日没

区域1 34-40-48N 135-11-22E 付近

- 区域2 下記2地点を結ぶ線上付近
- (1) 34-40-02N 135-13-16E
 - (2) 34-40-14N 135-13-52E

備考 岸壁前面に足場が設置される
海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
出所 阪神港長



★25年954項 阪神港 — 神戸区、第2区 水路測量

摩耶ふ頭前面において、水路測量が実施される。

期 間 平成25年11月10日～12月20日のうち1日間

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 34-41-31N 135-13-33E

(2) 34-41-26N 135-13-34E

(3) 34-41-25N 135-13-27E

(4) 34-41-27N 135-13-27E

(5) 34-41-27N 135-13-26E

(6) 34-41-30N 135-13-25E

備 考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海 図 W101A(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★25年955項 阪神港 — 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東神戸フェリーふ頭前面において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年11月9日、20日（予備日10日～16日、21日～27日）0800～日没

区 域 34-42-49N 135-17-13E 付近

備 考 上記区域に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海 図 W101A(JP共)

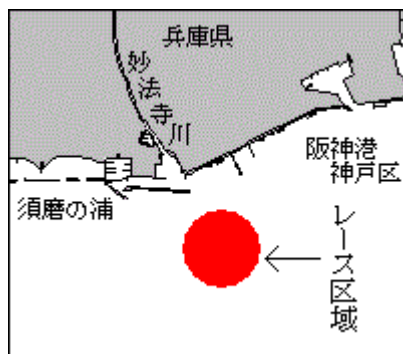
出 所 阪神港長



★25年956項 阪神港 — 神戸区、第4区 ヨットレース

須磨沖において、ディンギーヨット(18隻)レースが実施される。

期 間 平成25年11月3日 1000～日没
区 域 34-38-10N 135-08-23E付近を中心とする半径300mの円内海域
備 考 上記区域内にコースを示す橙色円筒型浮標が3基設置される
レース中は警戒船が配備される
海 図 W101B(JP共)
出 所 阪神港長



★25年957項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年11月2日、3日、9日、10日、16日、17日、23日、24日、29日、30日
(予備日21日、22日) 0900～日没
区 域 下記2地点付近
(1) 34-39-05N 135-10-12E
(2) 34-38-54N 135-10-49E
備 考 上記(1)地点に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される
海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
出 所 阪神港長



★25年958項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年11月10日(予備日11日～17日) 0900～日没
区 域 下記2地点付近
(1) 34-39-06N 135-10-09E
(2) 34-38-54N 135-10-49E
備 考 上記(1)地点付近に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される
海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
出 所 阪神港長



★25年959項 阪神港 — 神戸区及び付近 潜水作業

五管区水路通報23年15号311項, 25年3号65項関連
 潜水士による水中障害物の調査作業が実施される

期間 平成25年11月5日～11日 (予備日12日～18日) 日出～日没

区域1 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-54N 135-11-05E
- (2) 34-38-15N 135-11-05E
- (3) 34-38-15N 135-10-02E
- (4) 34-38-54N 135-10-02E

区域2 34-37-30N 135-16-17E を中心とする半径450mの円内海域

備考 作業船のアンカー位置に浮標が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)

出所 阪神港長



★25年960項 明石海峡東方 海上展示訓練中止

五管区水路通報25年41号926項削除

須磨沖における巡視船艇及び航空機等による救助訓練等は中止された。

海図 W101B(JP共) - W131(JP共)

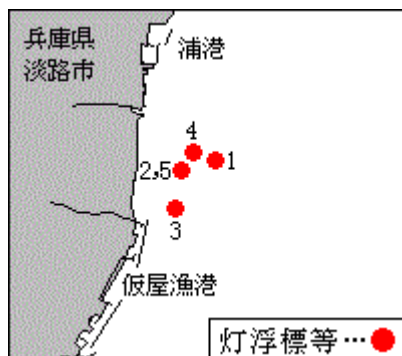
出所 五本部



★25年961項 淡路島 ー 浦港南方 灯浮標撤去作業等

下記灯浮標及び浮標の撤去作業等が実施される。

期 間	平成25年11月6日～8日（予備日9日～14日）日出～日没
名 称	(1) 仮屋磁気測定所前A灯浮標（灯台表第1巻3702）（34-31.9N 135-00.2E） (2) 仮屋磁気測定所前B浮標（灯台表第1巻3703）（34-31.8N 135-00.1E） (3) 仮屋磁気測定所前D灯浮標（灯台表第1巻3705）（34-31.6N 134-59.9E） (4) 仮屋磁気測定所前G灯浮標（灯台表第1巻3708）（34-31.9N 135-00.1E） (5) 仮屋磁気測定所前I浮標（灯台表第1巻3710）（34-31.8N 134-59.9E）
備 考	撤去作業等はクレーン付台船・潜水士により実施される 作業中は警戒船が配備される
海 図	W131（JP共）
出 所	神戸海上保安部



★25年962項 淡路島 ー 沼島 護岸補強工事

沼島漁港において、護岸補強工事が実施される。

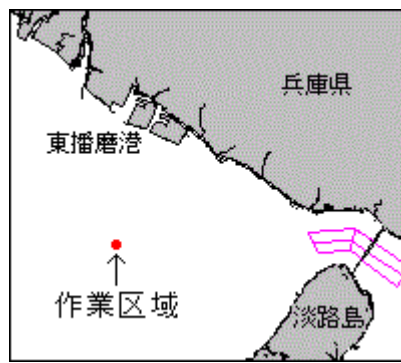
期 間	平成25年11月10日～平成26年3月25日
区 域	34-10-16N 134-49-18E 付近
海 図	W150C（JP共）
出 所	五本部海洋情報部



★25年963項 東播磨港南方 魚礁設置作業

東播磨港南方において、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間	平成25年11月10日（予備日12日～26日）日出～日没
区 域	34-37-12N 134-49-53E 付近
備 考	起重機船のアンカー位置に浮標が設置される 作業区域を示す橙色浮標が6基設置される 作業中は警戒船が配備される
海 図	W131（JP共）
出 所	神戸海上保安部



★25年964項 姫路港 — 飾磨区、第1区 ボーリング作業等

飾磨臨界大橋付近において、潜水士による磁気探査作業及びスパット台船によるボーリング作業が実施される。

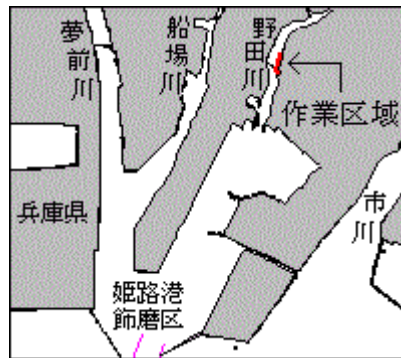
期間 平成25年10月28日～11月23日（予備日を含む）日出～日没

区域 34-47-19N 134-39-55E 付近

備考 区域内にスパット台船が停泊し、赤旗及び黄色標識灯4基で明示される
潜水作業中は警戒船が配備される

海図 W134B(JP共)

出所 姫路港長



★25年965項 淡路島 — 福良港 潜水作業

洲崎島北東方において、潜水士・クレーン付台船による船台レールの交換作業が実施される。

期間 平成25年11月4日～7日（予備日8日～18日）日出～日没

区域 34-15-16N 134-43-00E 付近

備考 区域内に汚濁防止膜が設置される
夜間、作業船が区域内に停泊し黄色標識灯4基で明示される
作業中は警戒船が配備される

海図 W112(JP共)

出所 神戸海上保安部



★25年966項 徳島小松島港 — 徳島区、第1区 岸壁築造工事

沖洲導流堤前面及び付近において、潜水土・クレーン付台船等による岸壁築造工事が実施されている。

期 間 平成26年3月20日まで（予備日を含む）日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-03-15.4N 134-35-53.0E（岸線上）
 (2) 34-03-13.0N 134-35-56.3E
 (3) 34-03-06.0N 134-35-56.3E
 (4) 34-03-02.6N 134-35-49.7E（防波堤先端）

備 考 作業船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す浮標が設置される
 区域内に汚濁防止膜が設置され、黄色灯付浮標12基で明示される
 作業中は警戒船が配備される

海 図 W1126
 出 所 徳島小松島港長



★25年967項 四国南岸 — 須崎港 防波堤築造工事

山崎鼻南東方において、潜水土・起重機船等による防波堤築造工事が実施される。

期 間 平成25年11月1日～平成26年3月14日 日出～日没

区 域 下記4地点で囲まれる区域
 (1) 33-22-37.9N 133-17-42.0E
 (2) 33-22-38.5N 133-17-54.0E
 (3) 33-22-25.5N 133-17-54.9E
 (4) 33-22-25.0N 133-17-42.9E

備 考 作業区域明示用の黄色灯付浮標が4基設置される
 作業中は警戒船が配備される

海 図 W105（分図「須崎港」共）
 出 所 高知海上保安部



★25年968項 四国南岸 — 井ノ岬南西方、下田港 防波堤築造工事

四万十川河口付近において、潜水土・起重機船等による防波堤築造工事が実施される。

期 間 平成25年10月28日～平成26年3月25日 日出～日没

区 域 32-56-15N 133-00-04E 付近

備 考 起重機船のアンカーワイヤーの水面下3mの位置を示す球形浮標が設置される
 作業中は警戒船が配備される

海 図 W108（JP共）
 出 所 五本部海洋情報部



★25年969項 四国南岸 一 宿毛湾、柏島北東方 灯台光達距離変更（予告）

一切港第2防波堤灯台（灯台表第1巻3116.3）（32-47.1N 132-38.4E）の光達距離が変更される。

予定日 平成25年11月7日

光達距離 新) 5.0海里

旧) 3.0海里

海図 W151(JP共)

出所 五本部交通部



AISバーチャル航路標識の実用化実験について（第五管区海上保安本部）

第五管区海上保安本部は、明石海峡及び由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル（仮想）航路標識の実用化実験を実施しています。

AISバーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく経路の指定となる基点の位置に表示されます。

1 表示期間

明石海峡：平成24年4月17日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）
＊平成25年4月1日以降継続

由良瀬戸：平成25年3月19日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

2 表示位置



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
Bn：北緯 34-36-19.8 東経 135-04-54.9
(明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m)



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
Dn (D線北端)：北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0
(友ヶ島灯台から315度、2,660m)
Ds (D線南端)：北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0
(Dnから180度、3,380m)

明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行してください。

- ① 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること
- ② 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること

由良瀬戸(友ヶ島水道)付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の西側の海域を航行すること
・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の東側の海域を航行すること
・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

3 インターネットによる情報（実験の詳細は、

下記のホームページに掲載しています。）

- 沿岸域情報提供システム <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>
- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

4 アンケート調査

本実験に関するアンケート調査を第五管区海上保安本部HPで実施していますので、ご意見をお聞かせください。 第五管区海上保安本部HPリンク先↓

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/news/archives/cat47/honbu/soumu/cat2519/2013-07-02-1412-post-1087.html>

5 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課

078-331-2710（直通）

（平日09:00~17:00）